

## 寒川町青少年環境浄化推進協議会会則

(名称および事務局)

第1条 本会は寒川町青少年環境浄化推進協議会と称し、事務局を健康子ども部保育・青少年課内に置く。

(目的)

第2条 本会は、青少年を取り巻く社会環境を守るため、関係諸団体相互の連絡と協調を基に、社会環境の浄化を推進し、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行なうものとする。

- (1) 青少年育成に関係のある官公署、学校、団体及びその他の指導者、各種業界との連携を密にし、相互連携を図ること。
- (2) 青少年を取り巻く社会環境の実態を把握すること。
- (3) 青少年を取り巻く社会環境の浄化活動を推進するため、広報活動を行うこと。
- (4) 情報交換および研修に関すること。
- (5) その他目的達成に必要なこと。

(組織)

第4条 本会は、関係団体より選出された委員及び若干名の専任委員をもって組織する。

(任期)

第5条 委員及び専任委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(専任委員)

第6条 専任委員の選出は会長及び委員が推薦し、総会で承認を得て決定する。

- 2 専任委員の任務は、経験を活かして会の運営を助ける。
- 3 専任委員は、役員会に出席する。
- 4 専任委員の定数は18名以内とする。

(運営の規則)

第7条 本会の委員、専任委員及び関係者は本会活動で知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員及び専任委員はその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 2名

(役員を選出)

第9条 本会の役員は、委員及び専任委員の互選により選出する。  
2 必要に応じて「顧問」を置くことができる。

(役員の仕事)

第10条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。  
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代理する。  
3 書記は、本会の記録に当たる。  
4 会計は、本会の会計事務に当たる。

(会議)

第11条 本会の会議は会長が招集し、次に掲げる事項について会議を行なうものとする。  
2 活動計画および活動報告に関する事項  
3 会則の変更および改廃に関する事項  
4 その他会長が必要と認めた事項

(会計)

第12条 本会の会計は、関係団体会費および補助金をもってこれに充てる。  
2 年度会費は、1団体3千円とする。  
3 会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

(協力)

第13条 本会は、必要があると認めるときは、委員及び専任委員以外の者に協力を求めることができる。ただし、過去に委員または専任委員を経験したことがある者に限る。

付 則

この会則は、昭和58年4月 1日から施行する。

- 改正 昭和59年6月16日
- 改正 昭和62年4月 1日
- 改正 平成 2年5月29日
- 改正 平成 3年4月16日
- 改正 平成 6年4月 1日
- 改正 平成14年5月25日
- 改正 平成22年5月22日
- 改正 平成25年4月 1日
- 改正 平成29年4月 1日
- 改正 平成29年5月11日
- 改正 平成30年4月12日

## 寒川町青少年環境浄化推進協議会 登録団体一覧表

	団 体 名		団 体 名
1	自治会長連絡協議会	13	寒川町青少年指導員連絡協議会
2	寒川高等学校PTA	14	寒川町婦人会
3	寒川中学校PTA	15	茅ヶ崎警察署少年補導員連絡会
4	旭が丘中学校PTA	16	民生委員児童委員協議会
5	寒川東中学校PTA	17	防犯指導員連絡協議会（寒川地区）
6	寒川小学校PTA	18	茅ヶ崎地区保護司会
7	一之宮小学校PTA	19	寒川町社会教育委員会議
8	旭小学校PTA	20	一般社団法人 寒川青年会議所
9	小谷小学校PTA	21	寒川ロータリークラブ
10	南小学校PTA	22	寒川ライオンズクラブ
11	ボーイスカウト日本連盟寒川第2団	23	国際ソロプチミスト寒川
12	ガールスカウト神奈川県第45団		